

ニホンザルの保護及び管理に関する検討会開催要綱（改正案）

1. 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）の作成のためのガイドラインが策定されるニホンザルを対象として、以下の目的でニホンザルの保護及び管理に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- （１）ニホンザルの生息状況や被害の現状についての確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について、最新の情報も踏まえて整理を行う。
- （２）（１）をもとに、特定計画のガイドラインについて随時補足を行い、都府県の保護及び管理に関する施策の推進に資する。

2. 構成及び運営

- （１）検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （２）検討会には、必要に応じて座長を置き、委員より選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事故等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。
- （３）検討会は、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則公開とし、会議資料及び議事概要は環境省のホームページ上で公表する。

3. 事務局

検討会の事務運営は、環境省自然環境局から業務を受託した者が行う。

（附則）この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。（平成 26 年 7 月 2 日一部改正）

ニホンザルの保護及び管理に関する検討会 検討委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
江成 広斗	山形大学農学部食料生命環境学科 准教授
大井 徹	独立行政法人森林総合研究所 野生動物研究領域長
鈴木 克哉	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部 教授
渡邊 邦夫	京都大学 名誉教授